

な成長を支援します！

～ 子どもに関わる医療費 ～

| 事業名 | 対象者 | 支給額 |
|--------------|--|---|
| こども医療費支給 | 15歳到達後最初の3月31日までの児童。 | 児童が受診した医療費の、保険診療分自己負担額の一部が支給されます。 |
| ひとり親家庭等医療費支給 | 18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している、ひとり親家庭等の児童と養育者。 ※所得制限あり。 | ひとり親家庭等の児童と、養育者が受診した医療費の保険診療分自己負担額の一部が支給されます。 |

申請要件は状況により異なりますので、お問い合わせください。

▶ 問合せ 役場子ども課児童係 ☎295-2112 ㊟144・145

定 乳幼児とその保護者
10組（先着順）

場 乳食講座

場 育児相談、身体測定、離

場 保健センター

場 午後1時30分から
2時まで（午後1時15分

場 12月8日（火）



保健センターからのお知らせ

毛呂山町保健センター
(川角305番地1)

☎049-294-5511 ㊟049-295-5850

📍=毛呂山町健康マイレージ事業対象事業

育児・離乳食相談

「離乳食って、何から食べさせればいいの?」「なかなか食べてくれない」そんな育児の悩みに管理栄養士がお答えします。

日 容器の配布／11月2日（月）
～13日（金）
容器の回収／11月4日（水）
～20日（金）

子どもたちの健やか

町では、子どもたちの健やかな成長を支援するため、各種事業を行っています。下記に該当する場合は、申請や現況届などの手続きが必要となりますので、お早めに手続きをお願いします。

～子育て世帯を応援！もろっ子はぐくみ応援金～

「もろっ子はぐくみ応援金」とは、第1子からのお子さんの出生を祝うとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成に資するための応援金を支給する事業で、第3子出産祝金を改定して、令和2年4月から開始した事業です。

♪支給対象児童および支給額

①令和2年4月1日以後に出生した新生児、第1子・2子／2万円、第3子以降／3万円

②令和2年度以後に小学校に新入学した児童／2万円

※双子、三つ子など多胎児は、出生時および小学校新入学時に上記の金額へ一人あたり1万円を加算。

♪支給対象者

児童を監護し、かつ生計が同一である養育者で、新生児は出生の日、新入学児童は小学校に新入学する年度の4月2日において毛呂山町に住民登録されており、次に挙げる要件のいずれかを満たしている人。

・1年以上町内に住所を有する人。

・新生児は出生日、新入学児童は小学校新入学する年度の4月2日以後において、住民登録されてから引き続き1年を経過した人。

※なお、申請時に町税の滞納がある場合、または生活保護を受けている場合は支給対象外となります。

♪申請期間

新生児は出生の日から1年以内、新入学児童は入学年度の4月2日から1年以内に申請してください。

※申請にあたり、町内に住所を有する期間が1年未満の人は係員にご相談ください。

♪留意点

令和2年4月2日以後に小学校に新入学した児童の養育者で、まだ申請がお済みでない人はお早めに手続きをお願いします。

～子どもに関わる手当～

| 事業名 | 対象者 | 支給額 |
|----------|---|---|
| 児童手当 | 15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人。 ※所得制限あり。 | ・3歳未満の児童 一律 15,000円 (月額) ・3歳以上小学校修了前の児童 10,000円 (月額) (第3子以降) 15,000円 (月額) ・中学生 一律 10,000円 (月額) ・所得制限限度額以上 一律 5,000円 (月額) |
| 児童扶養手当 | 18歳到達後最初の3月31日まで(一定の障害のある場合は20歳未満)の児童を養育している人(父子・母子家庭など)。 ※所得制限あり。 | 【全部支給と一部支給の月額】 ・1人目の場合／43,160円(一部支給10,180～43,150円) ・2人目加算額／10,190円(一部支給5,100～10,180円) ・3人目以降加算額(1人につき)／6,110円(一部支給3,060～6,100円) ※所得制限額未満の場合に全部支給または一部支給となります。 |
| 特別児童扶養手当 | 精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人。 ※所得制限あり。 | 1級(重度)／(1人につき) 52,500円(月額) 2級(中度)／(1人につき) 34,970円(月額) |